

尚美学園大学学生食堂業務委託公募要項

次のとおり尚美学園大学の食堂の運營業務について、業務委託方式による受託事業者を募集します。

1. 募集内容

(1) 募集名称 尚美学園大学学生食堂業務委託

(2) 場所1 尚美学園大学川越キャンパスカフェテリア(埼玉県川越市豊田町)

場所2 尚美学園大学上福岡キャンパスカフェテリア (埼玉県川越市下松原)

※応募については、場所1, 2の双方を担当できることが望ましいが、いずれか1ヵ所でも応募いただけます。

(3) 営業開始時期 平成22年4月1日とする。

(4) 学生・教職員数 川越キャンパス全体の学生・教職員 1750人

上福岡キャンパス全体の学生・教職員 1500人

2. 申請書及び添付書類等の提出

(1) 提出期限 平成22年2月8日(月)16時00分まで

※期日厳守(郵送の場合は必着のこと)

(2) 提出方法 持参又は宅配便・配達記録郵便

(3) 提出先 尚美学園大学 総務センター(川越市豊田町1-1-1)

(4) 申請時の提出書類

①尚美学園大学学生食堂業務受託申請書(様式1)

②法人の経営状況に関する資料

- ・登記簿謄本：商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本
- ・営業経歴書：申請者が自ら作成している会社の沿革，組織図，従業員数等の概要，営業品目，営業実績及び営業所(地域を代表して主に契約を締結する本店，支店，事務所等)の所在状況についての記載を含んだ書類で，申請日前1年以内に作成したもの
- ・財務諸表類：申請者が自ら作成している直前2年間の事業年度分に係る貸借対照表，損益計算書及び利益処分計算書
- ・法人税，消費税及び地方消費税に係る納税証明書(その3)又は同(その3の2)若しくは同(その3の3)。

※公的機関が発行する書類は，発行日から3ヶ月以内のものとしします

※添付書類は，複写機により複写したもので，内容が鮮明なものであれば，写しでも可とします

様式3(要求事項)を踏まえ、受託業務に関する企画提案書を作成し、ファイルに綴じ3部提出してください。提案書の形式は自由です。なお、提案にかかる費用は応募事業者の負担とします。

3. 公募に関する質問の提出

質問がある場合は、「業務委託公募に関する質問書」(様式4)に必要事項を記入のうえ、下記の要領で提出してください。

- (1) 提出期限 平成22年2月8日(月)16時00分(郵送の場合は必着のこと)
- (2) 提出方法 郵送またはメール
- (3) 提出先 上記2.(3)に同じ
- (4) 質問の回答 メールまたはFAXにて回答します

3-1. 実地調査について

利用状況等の実地調査を希望する場合は、様式1を提出後、総務センターと打ち合わせの上、実施できるものとします。

なお、利用者の実態を把握する観点から、学生の授業期間(平成22年1月31日まで)とします。

4. 事業者の選考

「尚美学園大学学生食堂委託事業に係る要求事項」(様式3)の各要求内容に基づき、書類審査(必要に応じてヒアリング)、実食を伴う最終選考を行い、応募事業者からの提案を総合的に勘案したうえで選考し、選考結果を応募事業者に連絡します。

なお、ヒアリング、実食を伴う最終選考を行う場合の日時は、後日応募事業者に連絡します。

担当：尚美学園大学 総務センター

山田、佐藤(徹)

TEL:049-246-5251(上福岡キャンパス)

TEL:049-246-3163(川越キャンパス)

Mail: y-yamada@s.shobi-u.ac.jp

様式 1

尚美学園大学学生食堂業務受託申請書

尚美学園大学学生食堂の業務受託について、要求事項に従い関係書類を添えて申請します。
また、この申請書及び関係提出書類については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

学校法人尚美学園
財務担当理事 殿

郵便番号
住所
商号または名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号／FAX番号
E-mail

印

様式2

尚美学園大学学生食堂業務企画提案書

1. 運営方針（基本的なコンセプト，具体的な経営方法，スタッフ体制・教育方針，リスク管理の考え方等）
2. 収支計画，同種施設の実績
3. 営業時間の提案(喫茶，昼食等の時間)
4. メニュー計画（品目，価格，食材・イベント，食材の安全性・生産地，健康面への提案，職員・来客者への配慮等）
5. 利用者ニーズの考え方（学会等の利用時の提案，使用食材表示方法，メニューのディスプレイ等）
6. 安全・衛生管理（清掃計画・ゴミ処理法，責任体制・緊急体制）
7. 厨房機器の新設・更新計画（機器更新計画，新設計画）
8. その他（格別工夫する点，意見，要望等）

様式3

尚美学園大学学生食堂委託事業に係る要求事項

運營業務委託に係る要求事項を以下に示す。事業者は、これらの事項を踏まえ、事業提案を行うこと。

○食堂の規模

(川越)

床面積 2,916㎡（休憩室：134㎡、倉庫：101㎡、 食堂・特別室3室：1089㎡、厨房：390㎡、前室442㎡・WC：63㎡）

現状の席数893席（食堂：518席、特別室3室:375席）

(上福岡)

床面積 829㎡（休憩室：10㎡、倉庫：5㎡、 食堂：642㎡、厨房：139㎡、WC：33㎡）

現状の席数593席

○要求内容

(1)業務委託契約期間は5年とする。ただし、契約期間満了の日の90日前までに、本学または事業者のいずれからも何らの意思表示をしないときは、契約期間満了の日の翌日から満1年間契約を更新することとし、その後も同様とする。また、契約が終了したときは、事業者の負担により原状に復すること。

(2)営業日及び営業時間は、基準となるもので大学から求める最低限度である。

- ・フルサービス形式を基本とする。
- ・随時大学の提案などを考慮し決定すること。
- ・喫茶も可能とする。
- ・営業日は、原則として月曜日から金曜日までとする。
- ・営業時間は8:30～20:00（必須時間帯 11:00～15:00）までの提案によるものとする。
- ・客席部分については、支障のない限り食事以外においても近隣施設の利用に伴う利用や教職員の打ち合わせの場として利用可能とすること。
- ・上記以外について、大学の行事等の都合による要請に応じ、協議のうえ営業を行うこととする。
- ・安全で良質な食事の提供を行うこと。
- ・利用者の多くは教職員・来客者であることを考慮し、使用食材およびカロリーや栄養バランスに留意したバラエティに富んだ食事を提供すること。

(3)事業者の費用負担事項

- ・施設等の使用料は、尚美学園大学が事業者に業務委託をするため、徴収対象とはしない。なお、業務委託料は原則として支払わない。
- ・食堂内に現在大学が設置している設備・機器等は原則無償にて使用できるものとする。その他業務を行うために必要となる工事及び、食器等の費用については原則事業者の負担とし、決定した事業者負担により、新たに設置する場合は、事業者と大学が相談のうえ設置することとする。
- ・食堂ホール部分のテーブル・椅子等については、大学が維持管理、修理・更新することとする。
- ・事業者が使用する厨房等部分の光熱水料については、大学の負担とする。

(4)維持管理，衛生管理，環境保全

- ・事業者は業務を遂行するにあたり、食品衛生法及び関係法令を遵守するとともに、食品衛生法に係る諸手続は、自己の責任において実施するものとする。また、食中毒の防止を徹底するため、厨房内の衛生管理及び食材の品質管理等を自己の責任において実施するものとする。
- ・厨房及び客席部分は、適切な維持管理を行うこととし、その体制を提案すること。
- ・日常の営業に必要な食堂内の清掃は、事業者の負担により適切に行い、衛生管理に努めること。
- ・営業により発生する内部のゴミの保管・処分等は、事業者負担により適切に行い、環境維持に努めること。

(様式4) 質問については、項目を満たしていただければ、書式にはこだわりません。

事業者名：

所在地：

ご担当者氏名：

ご担当者連絡先

電話：

ファックス：

E-mail：

ご質問の内容（書式自由）